

富山県学校薬剤師会表彰・弔慰規定

昭和 61 年 3 月 21 日制定
平成 3 年 5 月 8 日改定

(目的)

第1条 この規定は本会会員に対する表彰又は弔慰に関して定める。

(会員に対する表彰)

- 第2条
- 1) 学校薬剤師の地位向上に著しい功績のあった者。
 - 2) 学校薬剤師活動について積極的・継続的であり、その業績が顕著で他の模範となる者。
 - 3) 長期にわたり成果があげられている者。

(表彰の方法)

第3条 受彰者の選考は支部長又は役員が推薦した候補者につき富山県学校薬剤師会選考委員会で選衡の上、その結果に基づいて会長之を決定する。

第4条 選考委員会は会長・副会長・会長の指名する委員で構成され、委員長は会長之に当たる。

第5条 受賞者には会長から毎年、総会時等において賞状並びに記念品を贈呈する。

第6条 感謝状についても表彰に準拠するものとする。

(会員に対する弔慰)

第7条 会員などが死去したときは、次の基準により弔慰を表すものとする。

- 1) 会員死亡の場合 弔電・香典 10,000 円
- 2) その他必要な場合 会長において之を決定

第8条 本規定の改廃は理事会の議決による。

付記 平成 3 年 5 月 8 日改定 施行する。